

【司会（松原）】 ありがとうございます。

続きまして、ベトナムのグエン・ティ・ラン・フォン先生から、ベトナムにおける監査制度の概要というテーマで御報告いただきます。それではグエン・ティ・ラン・フォン先生、よろしくお願いたします。

#### 「ベトナムにおける監査制度の概要」

報告者：ハノイ国家大学法学部専任講師 Nguyen Thi Lan Huong

コメント：広島大学大学院法務研究科教授，弁護士 片木 晴彦

【フォン】 御来場の皆様，こんにちは。ベトナム，ハノイ大学法学部のグエン・ティ・ラン・フォンと申します。

今日，この場におきまして，ベトナムにおける監査制度について報告の機会を頂いたことを，法務省法務総合研究所の所長を初め，財団法人国際民商事法センターの理事長及び関係者の皆様に感謝を申し上げます。

では，ベトナムの監査制度について報告させていただきます。

ベトナムでは，監査制度を定める重要な関係法は，2005年の企業法，2006年の証券取引法，そして2007年の財政省が定める会社ガバナンス規制の三つが上げられます。

企業法は、ごらんのように五つの会社の形態を定めていますが、このうち監査制度を扱う会社は、一人有限会社、二人以上有限会社、そして株式会社のみです。

上場株式会社は、企業法の規定のみならず、証券取引法と会社ガバナンス規制も適用されています。

ベトナムでは、民間の投資による会社だけではなく、国が営利を目的として出資した会社も多く存在しています。2010年7月から国有企業法が廃止され、このようなすべての国有企業が、一人有限会社、そして二人以上の有限会社、そして株式会社に改組されることで存続しています。

では、第1部、株式会社における監査制度について述べたいと思います。

株式会社における監査制度には、取締役会による監視や監査役会による監査があります。企業法によれば、すべての株式会社において取締役会が設置され、そのメンバーは最低3人、最高11人が必要となります。この際、取締役は株主である必要はありません。また、上場株式会社の場合、会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーは最低5人、最高11人が必要となります。独立取締役については企業法の規定はなく、会社ガバナンス規制及び商業銀行の組織に関する政令によって定められています。

続きまして、取締役と執行機関との関係について紹介します。

企業法の第108条によれば、取締役会は会社の日常業務執行について、社長又は総社長と他の管理職に対して監視し、指導する権限を有します。ここで、総社長という言葉はベトナム語から直訳しました。御了解ください。執行機関である社長は、取締役により任命罷免されます。また、社長は取締役のメンバーでも、そうでなくともよく、取締役会の主席が執行機関である社長を兼任することもできます。ここで、主席という言葉は直訳語なので、会長という言葉に当たると思います。取締役会は、日常執行について執行機関に対して監視し、指導する任務を負っています。

次に、取締役会の監視の範囲についてです。

取締役会の監視の範囲は、取締役会の決定、法律上の権限の執行、法律上の権限と義務の執行、定款に定められた決定事項の執行、そして会社との契約に定められた決定事項の執行です。企業法によれば、取締役会は少なくとも3か月に1回、定期会議を行う必要があります。この会議は取締役会の主席によって招集されます。つまり、取締役会は常時、執行機関に対して監視をしているわけではないのです。そのため、取締役会が独立して監視を行っているのか、常時に監視をすることが可能なのかという疑問点が出てきます。

次に、この点から、取締役会の主席の監視について述べたいと思います。

取締役会の主席は、株主総会又は取締役会によって任命され、社長を兼任することができます。主席は、執行機関の業務執行について監視する権限を有します。

取締役会の主席は他の取締役と異なり、常勤となります。このため、主席による執行機関の監視は、取締役会による監視より即時に行われると考えられます。

次に、上場会社の取締役会について述べたいと思います。

上場会社ガバナンス規制によれば、ご覧のように、このような部門からなります。このう

ち、内部会計監査部門には少なくとも1名、会計専門者が必要となっています。この専門者は、当該会社の会計担当でないことが求められています。実際には、多くの会社において、常勤である主席が社長を兼任し情報を独占し、取締役会が執行機関から会社の業務執行に関して正確かつ十分な情報を受けていないため、法律に従って監視を行うことができなくなりました。このため、取締役と執行機関のメンバーが利益相反を行う例が見られ、これを取締役会が適切に監視を行えず、利益相反取引に対して差止請求権を行使できない事件が多く発生しました。

これらの事件から、取締役会による監視が形がいは化する傾向や、取締役会の主席と社長の兼任により、主席による監視が機能していない状況が見いだされました。これらに対する立法策として、独立取締役の導入や執行機関の情報提供義務の規定が打ち出されました。

ここで、ベトナムでの独立取締役について紹介したいと思います。

現在、企業法上では独立取締役に関する規定はありません。しかし、会社のガバナンス規制と商業銀行に関する制定が独立取締役について定めています。会社ガバナンス規制によれば、取締役会のメンバーのうち、3分の1の独立取締役の選任が必要となります。さらに、独立取締役は執行機関のメンバーでない者であることが条件として規定されています。この法制度の改善により、商業銀行のみならず、多くの上場株式会社、具体的には2009年3月まで、上場会社の177社のうち、107社が独立取締役を設置し選任しました。

独立取締役の導入は、想定以上に取締役や執行機関のメンバーが頻繁に利益相反を行ったことや、少数株主の保護の軽視からの転換が背景に挙げられます。さらに、この導入は世界銀行の勧告を受けたもので、これも理由に挙げられます。

次は、独立取締役の設置の利点について述べたいと思います。

独立取締役は比較的最近導入されましたが、既に、その役割は幾つかの会社において高く評価されています。これらの取締役は執行機関から独立していることから、幅広い知識を持ち、会社との利益相反を生じさせず、執行機関に対してよいアドバイスを行ったことなどが評価されています。

次に、取締役会に関する企業法の改正動向について述べたいと思います。

今後、会社ガバナンス規制だけではなく、独立取締役に関する地位、監視権限、選任の欠格事由、そして執行機関の情報提供義務などを企業法によっても規定される必要があると思います。

次に、監査役会による監査について述べたいと思います。

第1点として、監査役会の組織についてです。

ベトナムの企業法によれば、11人以上の個人株主、又は発行済株式総数50%を保有する法人株主が存する株式会社は、監査役会を設置する義務を負っています。監査役会の設置については、企業法のみならず、上場会社ガバナンス規制にも適用されています。立法趣旨によれば、監査役会は会社の重要な地位を占めているとされています。

監査役会は、そのメンバーが株主総会によって選任され、独立機関として、会社の利益と株主利益を保護するために、取締役会と業務執行機関の決定事項を監視します。この際、監

査役の独立性が確保され、監査役は株主でなくてもよいが、管理職を務めてはならないとされています。監査役会の専門性が高いことから、監査役のメンバーのうち、少なくとも1人が会計員又は会計監査人でなければならないとされています。

さらに、上場会社ガバナンス規制は、企業法に加えてそれ以外の監査役の条件を規定しています。当該会社の会計・財務部に所属しない者、また当該会社に会計サービスを提供する独立監査機関のメンバーでない者でなければならないとしています。

次に、第2点は、監査役会の義務についてです。

ちょっとミスがありますので、修正をお願いします。

監査役会は、取締役会や社長の業務執行を監視する権限を有し、株主総会に対して責任を負います。企業法の立法趣旨によれば、監査役会には重要な監査機能を果たすことが期待されています。そのため、多くの権限を与えられます。ご覧のように、それは検査権、報告承認権、株主に対する報告提示権、提案権、そして違反行為差止請求権を有しています。これらの権限の行使を確保するために、監査役会は情報接近権を与えられています。監査役は、必要な場合に積極的に会計帳簿、会社の資料、業務執行に関する情報を調べることができます。

続きまして、監査に関する実際の問題点として三つが挙げられます。

第1点は監査役会の役割についてです。

99年企業法の改正以前、監査役会はそのメンバーが取締役会によって指定され、監査役会は取締役会による支配を受けました。

2005年企業法施行以降、監査役会は取締役会によって作成した会社の内部の規制により、権限が制限されることになりました。このため、監査役会が形がい化するという弊害がもたらされました。取締役と社長は監査役による監査を回避したり、監査役への情報提供義務を誠実に履行しなかったり、場合によっては監査役が取締役と通謀し、不正行為をするなどの行為が頻発しました。

第2点は、監査役の資格についてです。

企業法によれば、監査役の管理職の兼任が禁止され、監査役会のメンバーは株主又は労働者である必要はありません。実際には、選任された監査役は通常、労働者あるいは下級社員からなった場合が多くなりました。このため、これらの監査役は、労働者としていつでも解雇される可能性があります。つまり、この関係によって監査役の独立性の確保に疑いがあったのです。また、監査役会には、会計人又は会計監査人が含まれます。しかし、会計監査人は通常ただ1人であるため、実際には独立会計監査部門になっていません。さらに、その人数には制限があるために、独立した会計監査が十分に行われる形になっていません。多くの会社の監査役は十分な専門知識を持たず、会社や株主を徹底的に保護しようとする意思に欠けているほか、独立した地位を占めていないため、企業法により期待され、与えられた職務を行えるわけではない状況です。

続きまして、監査役会の会議と報告書の内容について述べたいと思います。

企業法上、監査役会の会議について規定しておりません。しかし、上場会社ガバナンス規

制上、監査役会は少なくとも年2回会議を行い、全員の3分の1の出席を必要とします。その記録は詳細に作成し、書記や出席したメンバーそれぞれのサインが必要とされます。しかし、実際には、監査役が履行した報告義務は、取締役、執行機関の監視には余り役に立っていません。なぜなら提出された報告は、会計監査法人による監査結果や、取締役会や執行機関の情報を利用するニュース性の高い情報ではないこと、また、そのためもあり、監査役会の監査結果は単に警告としての意味しか持っていないと考えられることなどです。また、監査役会の報告書の扱いは、取締役会や執行機関の報告書とほぼ同様な内容となっている場合が多く見られます。このため、株主にとって必要不可欠な情報を欠いています。また、その報告内容は、取締役や社長の業務執行の欠点を批判するより、むしろ賛美し、あるいは追従することが多いとされます。

続きまして、監査役会の役割の低下の原因について紹介します。

最近、株式会社の違反に関する情報、そして2010年、ベトナムの外資系会計監査会社の調査から粉飾決算が見られる会社がしばしばあると思われませんが、これを簡単に発見することは難しいことでした。なぜなら、社長らは、株主や取締役に対して彼らの期待どおりの会社の経営が進んでいることを報告することを欲しており、失敗や非効率性について、これをできる限り隠したいと考えているからです。

以上の状況から見ると、監査役会の運営上の問題点、幾つかが挙げられます。

それは、情報接近権の行使には障害が見られます。

次に、監査役会による違反行為の発見はほとんどありません。

もう一点は、違反行為差止請求権は行使されていないということです。

ここで生じた監査役会の形がい化の弊害は、会社の利益や株主保護の欠如に結びつくと考えられます。

次に、監査役会による監査の問題点の解決策について述べたいと思います。

監査役会による監査の問題点の解決策として、今後、企業法において、監査役会により独立的な地位を確保し、代表訴訟権を与え、また株主の保護のために必要な情報を監査役会の報告内容に要請する必要があると思います。

以上、株式会社の監査について報告しました。

第2部について、一人有限会社の監査について述べたいと思います。

一人有限会社の場合、組織である所有者が存する会社と個人である所有者が存する会社に分けられます。この場合、2人の委任代表者が所有者により選任される場合、会社には社員会、社長と監査役が設置されます。ここで出た委任代表者は今、これも直訳語ですけれども、実際には国有企業の状況から見ると、この委任代表者は取締役に当たると考えています。1人の委任代表者が所有者によって任命される場合、委任代表者が会社の主席となり、この会社には会社の主席、社長と監査役が設置されます。という二つの形態が存在しています。

時間があまり長くありませんので、次に監査役会の組織について、ちょっと述べたいと思います。

一人有限会社の監査役会は、3年を超えない任期の1人から3人の監査役によって構成さ

れ、その監査役は所有者によって任命され、会社の社員会、会社の主席、社長の業務執行に対して監査義務を負っています。これは、企業法の71条の規定の内容です。

次に、ご覧のように、一人有限会社の監査役会の権限についてです

ほとんど株式会社の監査役会の権限と同様です。

監査役会制度自体は国有企業法上の監査役会をモデルとして作り出されており、その重要性に関して議論が余りされていません。また、そのせいか、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多くなっています。これは、私の調査で分かったことです。

最後に第3部、二人以上有限会社の監査について少し述べたいと思います。

二人以上有限会社には、社員会、社員会の主席、社長が存在しています。

監査役会は、すべての会社において設置される必要はありません。ご覧のように、11人以上の社員が存する会社は、監査役会を設置しなければなりません。また、10人以下の社員を持つ会社では、会社統治の要請に応じ、監査役会を任意に設置することもできます。

監査役会そして監査役会の長の勤務制度について、企業法によれば、定款によって定められます。

次に、監査役会の権限と監査の実態について話したいと思います。

立法趣旨によれば、二人有限会社の監査役会は株式会社の監査役会より重視されていません。実際には、国が資本参加する二人有限会社の場合、執行機関の業務執行について監査役の監査より、むしろ委任代表者である取締役の監視が重視されています、という状況があります。

最後の言葉として、ベトナムの経営の自由化が高まったことに伴い、執行機関に対する取締役会の監視、取締役会、そして取締役会と執行機関に対する監査役会の監査の重要性が明らかとなりました。ベトナムでは現在、上場会社のガバナンスを整備するとともに、企業法上の取締役会に関する規定の改正が迫られています。しかし、残念ながら監査役制度の改革までは、まだ提言されておりません。今後、会社内部の監査機能を強化するためには、独立取締役の地位を重視し、また監査役制度を抜本的に改革してゆく必要があります、そして株主や一般投資家を保護するための外部機関を創出する必要があると思います。

以上の説明で不足な部分が多いと思いますが、後で御指摘や御質問、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

御清聴、ありがとうございました。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、今のグエン・ティ・ラン・フォン先生の御報告に対するコメントを、広島大学大学院法務研究科教授、弁護士の片木晴彦教授から頂きたいと思います。それでは片木先生、よろしくお願いいたします。

【片木】 フォン先生、大変貴重な報告をありがとうございました。私もまた、来年にはベトナムの方で現地調査に赴く予定にしておりますが、大変楽しみにしております。

時間も押しておりますので、簡単に3点ほど、先生の報告に敷衍する形で私のコメントを

申し上げたいと思います。

フォン先生の報告の順番と少し異なりますけれども、まず最初に監査役制度についてコメントしたいと思います。

このシンポジウムの一番最初に、方新先生の方から中国の監査制度について詳しい報告を頂いております。こちらにおきまして、従業員の代表が監査役として選任されることが規定されているというのが中国の制度であります。ベトナムにおきましては、従業員を監査役に選任する規定というものは法律上は存在していないようです。ただ、既にフォン先生の報告から大体お分かりいただけるとおり、実際に株式会社の監査役としては、管理職ではない従業員が選任されている例が非常に多いようです。そういたしますと、先生自身が既に指摘されましたように、取締役あるいは経営者の支配下にある従業員が十分な監査役としての監査機能を果たし得るのかどうか、非常に問題があるという点は、確かにそのとおりなんだろうと思います。この点、今後、法の改正等で改めていく必要があるということだろうと思いますが、その際には、やはり監査役というものに何を期待するのか、どのような役割を考えるのが重要になるんだろうと思います。

その点に関連して第2点、支配株主との関係ということについて見てみたいと思います。

ベトナムにおきましては現在、民間企業の多くは、国有企業からだんだんと民営化している企業だろうと思います。ベトナムの証券市場に上場されている企業も、国がなお支配的な株式を持つ会社が上場して、一部の株式を市場で取引しているという例が非常に多いとお聞きをいたしました。そうしますと、特にコーポレート・ガバナンスという観点からいえば、こういう上場企業における少数株主の保護というのが非常に重要になってまいります。実際、会社法の規定におきまして、この支配株主との関係を考慮したような規定も幾つか見られます。

先ほど少しコメントがありましたけれども、例えば監査役会の設置義務は株式会社についていうと11人以上の企業であるか、あるいは50%の株を持っている支配株主がいる場合には必ず監査役会を設置しなければならないということになっております。

実は、ベトナム企業法をあらかじめ送っていただきました。そちらを読んでおりましたら、国が会社の株を保有している場合に、国の管理者の関係者が取締役になることを禁止する規定などもございました。このような形で、ベトナム会社法におきまして、支配株主の支配から逃れた監査役あるいは取締役を選任ということが要求されています。

他方で証券市場に対するガバナンス規制、財務省のガバナンス規制というところをみますと、こちらでは一つには社外取締役の選任、ノンエグゼクティブ・ディレクターという言い方がいいのかもしれませんが、それを3分の1以上要求する。あるいは、いわゆる委員会制度といいたいまいしょうか、内部監査委員会や報酬委員会を設置するというようなやり方によって独立した監査制度を設置しようという動きが見られます。

フォン先生の最後のコメントで、この独立取締役制度あるいは監査役制度というものによって監査機能を高めていくということでしたけれども、特にこの少数株主の利益を擁護するという観点から、今現在、証券会社のガバナンス規制が進めようとしているような取締役会

の改革と、それから主として会社法の方で今考えられているような監査役制度の改革の両者を、どのような形で関係づけていくのかというのも非常に興味深いところです。

第3点、最後になりますが、一人有限会社、二人有限会社というものの指摘がございました。我が国から現地法人という形でベトナムに進出する会社の多くは、恐らく合弁会社を設立するのであれば2人あるいは3人の社員による有限会社、そして単独で出資する場合には一人の有限会社という制度を利用するものと思われまます。ただ、一人有限会社の方に監査役会を設置する義務があるということで、戸惑われた方も多いかと思いますけれども、これは恐らく一人有限会社の多くは、いわば国有企業が民営化したばかりの段階と、我が国でいえば例えば日本郵政株式会社みたいなものが、今現在、この国の有限会社となっているというふうに想像すると、比較的分かりがいいんだらうというふうに想定されます。

それだけに、この有限会社という制度が、小規模閉鎖的な会社のための規制というわけでは必ずしもないようで、そこが少しこの有限会社制度を分かりにくくしているのだらうなというふうに思ったというところです。

以上でございます。(拍手)

【司会 (松原)】 どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答の時間に移りたいと思います。

質疑応答の進行につきましては、弁護士法人大江橋法律事務所弁護士の池田裕彦先生にお願いいたします。

それでは池田先生、よろしく願いいたします。

#### 質疑応答

進行：弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

【池田】 御紹介いただきました弁護士の池田でございます。

会場の皆様から、いろいろ御質問を頂いておりますので、早速その質問を御紹介させていただいて、海外の招へい者の先生方から御回答を頂きたいと存じます。

それでは、まず、最初の質問です。質問用紙の番号では055番の質問で、ベトナムのフォン先生に対する質問です。

フォン先生の、レジュメの3ページの5にあります、取締役会メンバーの数の制限についての質問です。

最低の人数については理解できるのですが、なぜ最高人数が設定されているのでしょうかという御質問です。

フォン先生、よろしく願いいたします。

【フォン】 この質問に対しての答えは知っている範囲で、これは立法者が、1999年と2005年の改正企業法上、導入されたもので、実はベトナムの株式会社に要請されたこともあるのが、やはり海外からの提携を受けて、このような最高の取締役のメンバーを規定したと思います。



さらに、ベトナムでは株式会社の場合はほとんど国有企業から改組されたもので、やはり株式を上場する場合は監査役会のメンバーを規定する必要があると思われます。

【池田】 どうもありがとうございます。

片木先生、何か補足で御説明ございますでしょうか。

【片木】 日本におきましても、余り多くの取締役を置くことは取締役会の監査機能といいたましようか、やはり充実した審査機能というものに対する弊害になるということはよく言われていることで、実際に取締役の定員は、恐らくこの十数年間で3分の1近くに下がったんじゃないでしょうか。これを法規定として置くことがいいのか、実際のよき実務慣行として考える方がいいのかというのは、多分それぞれの国によって違ってくるということだろうと思います。

【池田】 ありがとうございます。

ちなみに、中国の方でも、取締役の数の上限について、何か規制があるようなお話も伺ったように思うんですが、方新先生、何かございますでしょうか。

【方】 確認しましたら、基本的には上限の制限がなく、会社の定款の定めにゆだねてはいますけれども、一部の特別法令には、あるいは地方法令には、例えば3名から13名までというような定めがありますけれども、なぜそういうふうになったかと言いますと、一つは多分、人数が多過ぎるとかえって経営判断が、意思決定が遅くなるというようなことと、あとは多分、役員報酬との関連もあるのではないかと推測されますけれども。

【池田】 どうもありがとうございました。

【池田】

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。会場から頂いている御質問で、質問票の番号が022番の御質問です。この御質問は、ベトナムのフォン先生に対する御質問です。

質問を三つ頂いております。三つとも、ここでちょっと読み上げさせていただきます。先生、ちょっとメモしていただけますでしょうか。

一つ目の質問が、一人有限会社の監査役又は監査役会に、社長等の義務違反行為の差止権はあるのでしょうかという御質問が一つ目です。

2番目の御質問は、先生のパワーポイントの、39のところに関する御質問です。先生のパワーポイントの39で、取締役が監査役会の長を兼任する会社が多いという記述がございますが、取締役、委任代表者は、そもそも監査役会のメンバーとなれるのでしょうかという御質問が二つ目です。

それから、三つ目が、監査役が仕事をしないような場合、株主から責任を問われることがあり得るのでしょうか。株式会社と有限会社で監査役の義務の重さに違いが生じるのでしょうかというのが三つ目の御質問です。

ちょっと三つで多いですが、よろしくお願ひします。

【フォン】 お答えさせていただきます。

まず、第1の質問については、ベトナムの企業法第71条によれば、監査役会の差止請求権を定めておりません。しかし、実際には、この場合の社長は、例えば政府、また政府の委譲を受けた機関が国の資本を管理する場合は、この場合は所有者によって解任権を行使される場合が多いです。

第2の質問は、現在の企業法によれば、監査役は取締役の兼任を禁止されておりません。そのため、取締役はもちろん監査役会のメンバーとなる、もちろんです。

第3の質問については、株式会社の場合は、この場合、監査役が仕事をしないため株主総会で解任権を行使される場合が多いです。有限会社の場合は、単なる所有者によって解任を決定されるわけではありません。なぜなら、国が出資した会社の場合は、党機関、そして労働組合によって支配されているから、解任する場合は会社法以外の機関の意見を受けなければなりません、という現状です。

【池田】 どうもありがとうございました。